平成19年度決算(暫定値)に係る健全化判断比率等について、お知らせします。

平成19年6月に「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率(以下「健全化判断比率等」といいます。)を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することが義務付けられました。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、又は資金不足比率が経営健全 化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画等を策定し、計画的に健 全化に向けて取り組まなければなりません。

健全化判断比率等の公表は平成19年度決算から、また、財政健全化計画等策定の義務付けは、平成20年度決算から適用されます。

健全化判断比率

	津久見市	早期健全化基準	財政再生基準	説明
実質赤字比率		14. 63%	20.0%	一般会計等を対象とした実質赤字の 標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	_	19. 63%	40.0%	全会計を対象とした実質赤字の標準 財政規模に対する比率
実質公債費比率	13. 8%	25. 0%	35.0%	一般会計等が負担する元利償還金及 び準元利償還金の標準財政規模に対 する比率
将来負担比率	105. 2%	350.0%		一般会計等が将来負担すべき実質的 な負債の標準財政規模に対する比率

- ※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「一」で表示しています。
- ※ 標準財政規模:地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入 額と普通交付税額を合算したものです。

	水道事業会計	簡易水道布設 事業特別会計	公共下水道 事業特別会計	経営健全化基準	説明
資金不足比率	_		ı	20.0%	公営企業の資金不足を、事業規模 (営業収益等)と比較して指標化 し、経営状況の深刻度を示します。

※ 各会計ともに資金不足比率は黒字のため「一」で表示しています。

健全化判断比率等の対象について

